

原 議 保 存 期 間 1 年
(令和9年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁関係課長 殿

事 務 連 絡
令 和 7 年 9 月 3 0 日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組 織 犯 罪 対 策 第 一 課 長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令における同性パートナー
の取扱いについて

令和6年3月26日、最高裁判所小法廷において、犯罪被害者等給付金の支給
等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第5条第1
項第1号にいう「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様
の事情にあつた者を含む。）」の括弧書の規定には、死亡した犯罪被害者と同
性の者も含まれ得る旨の判断が示されたところですが、本日、内閣官房から他
の法令の規定における同性パートナーの取扱いに係る検討状況が公表されまし
た。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第12
条第3項第2号中の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事
情にある者」については、同性の者も含まれ得ることから、適切な取扱いが行
われるよう、必要に応じて所管する特定事業者に対して周知していただきます
ようお願いいたします。

【連絡先】

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課 犯罪収益対策室
03-3581-0141（内線4923, 4936）